

受託人件費単価規程

一般社団法人 日本宇宙安全保障研究所
令和 7 年 12 月 5 日制定適用

1. 目的

この規程は、一般社団法人日本宇宙安全保障研究所が外部から受託する、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という）に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

標準業務に関する受託人件費単価については、当該受託等事業に従事する者の職務区分に応じて、以下の通り基準日額および基準時間単価をもって定める。

(単位：円、税抜き)

職務区分	基準日額	基準時間単価	職務内容
上席研究員（理事）	184,000	23,000	全ての業務の指示、監理を行い、事業全般に対して責任を負う者。
主席研究員（Senior Research Fellow） / 政策研究員（Policy Researcher）	144,000	18,000	業務全般に精通し、主席研究員の包括的指示のもと、担当業務のリーダーとして計画立案と実施を担い、主任研究員・研究員の指揮、指導を行う者。
主任研究員（Senior Researcher）	120,000	15,000	上職研究員の包括的指示のもと、業務の個別計画を策定し、実施する者。研究員等を指揮、指導して業務を実施する者。
研究員（Researcher）	80,000	10,000	上職研究員の指示のもと、担当業務を実施する者。また、アシスタント研究員等を指揮、指導して業務を実施する者。

※ 基準日額の稼働時間は 8 時間を想定している（移動時間等含む）

※ 基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度等を勘案して増減する場合がある。

※各職務区分（研究員等級）の認定基準は、別途内規に定めるとおりである。

3. 附則

この規程は、令和 7 年 12 月 5 日から施行・適用する。